

◇医療・看護・介護・福祉の役立つ情報、元気が出る！医労連のホームページをご覧ください

<http://www.aichi-irouren.jp/>

愛知県医労連 09秋闘速報②

発行 2009年7月21日 愛知県医労連・原副委員長

連絡先 〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3労働会館本館403

TEL052-883-6955 FAX052-883-6956 E-mail irouren@roren.net

＜各労組・支部の「ニュース」など情報を送って下さい＞

増員闘争の成果、前進情報は、ニュースですべての労組員に宣伝しましょう

【愛知県医労連の労働組合のみなさん！そして介護施設・事業所にはたらく、労働者にみなさんに呼び掛けます】



今こそ、労働組合
絶好のチャンスを生か
さなきゃ！！

「介護処遇改善交付金(10月交付開始)」
を活用し、秋の賃上げ運動を行おう

＜補助金制度の概要＞

- ◆ 100%国費だから、利用者負担は心配ない！
- ◆ 常勤換算で一人あたり1万5,000円を予算化

- ① 都道府県に基金が設けられ、各介護施設・事業主が要件を満たし申請します。
- ② 必要要件は「賃金改善の計画書」及び「賃金改善以外の処遇改善の計画書」の2つの計画書の作成し愛知県へ届けます。同時に事業主は賃上げの「方法と金額」などを就業規則等の文書にし職員に周知しなければならない、ことになっています。
- ④ 厚生労働省による今後の予定は、介護事業者説明会（愛知県では8月6日）開催、申請受付を開始、9月中に書類審査を終了し、10月から交付開始予定です。

介護産業での深刻な人材不足が社会問題になり、政府は介護労働者の賃金改善の必要性を迫られ、10月から「介護処遇改善交付金（仮称）」の支給を決定しました。当初、政府は介護労働者の賃上げを目的とし、4月から介護報酬3%アップしましたが、この間の連続2回の介護報酬ダウンや報酬アップが加算方式であることの批判の高まりに応じて、補助金方式での交付をおこなうものです。



ぜひとも、絶好のチャンスを生かして、賃上げ回答を引き出すために、すべての介護の関係職場の取り組みをよびかけます。

<< 介護の労働組合への行動提起 >>

- ① 必ず「要求書(ヒナ形参考)」を提出し、賃上げ回答を迫ろう。
- ② 以下の日程で足並みをそろえ運動しましょう。
9月早々に使用者宛の要求書を提出し10月補助金交付にあわせ回答日を設定し、団体交渉を行いましょう。

今年10月からの「介護労働者の賃上げに交付される補助金 = 交付金の交付率は、以下です…

サービス区分ごとの介護職員人件費比率および交付率

サービス区分	介護職員人件費比率	交付率
○(介護予防)訪問介護 ○夜間対応型訪問介護	70%	4.0%
○(介護予防)短期入所生活介護	50%	2.9%
○(介護予防)訪問入浴介護 ○(介護予防)通所介護	45%	2.6%
○(介護予防)特定施設入居者生活介護 ○介護福祉施設 ○(介護予防)小規模多機能型居宅介護	40%	2.3%
○(介護予防)短期入所療養介護(老健) ○(介護予防)認知症対応型共同生活介護	35%	2.0%
○(介護予防)認知症対応型通所介護 ○介護保健施設サービス	30%	1.8%
○(介護予防)通所リハビリテーション ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設 ○(介護予防)短期入所療養介護(病院等) ○介護療養施設	25%	1.5%
【助成対象外】○(介護予防)訪問看護 ○(介護予防)訪問リハビリテーション ○居宅介護支援 ○介護予防支援 ○(介護予防)福祉用具貸与 ○(介護予防)居宅療養管理指導	0%	

*各事業者への交付額は、「介護報酬総額」×「交付率」によって計算する。「介護報酬総額」は利用者負担を含み、補足給付を含まない

厚生労働省資料を基に編集部が作成

〇〇〇〇法人
理事長〇〇殿

2009年〇月〇日
〇〇労働組合
執行委員長〇〇〇〇

介護処遇改善交付金(09年10月交付開始)を 活用した賃上げを求める

要求書(「ヒナ形」)

貴殿の住民のいのちと暮らしを守る日夜分かたぬご努力に敬意を表します。

介護産業での深刻な人材不足が社会問題になり、政府は介護労働者の賃金改善の必要性を迫られ、この春の介護報酬3%アップに続き、10月から「介護処遇改善交付金(仮称)」の支給を決定しました。

愛知県医労連に加盟する私たち〇〇労働組合は、介護職員の賃上げが私たちの職場の人材確保につながり、利用者へのゆきとどいた介護の提供になると思っています。

また、同時に、介護処遇改善交付金の活用などの制度改善で、どの介護施設事業所でも人材の確保と定着を図ることができるようになることは、国民に対する安全、安心の介護の提供になるものであり、そのこと自体が私たちの願いです。今回の賃上げ要求が、そういった介護産業全体への人材確保の取り組みであることをご理解いただき、ご回答を頂けますようお願いいたします。

記

1. 介護職員に対し、1人当たり基本給1万5,000円の賃上げを要求します。
また、非常勤職員に対しても正規職員と均等の賃上げ改善を要求します。
2. 回答は、9月〇日までに、文書でお願いします。

以 上